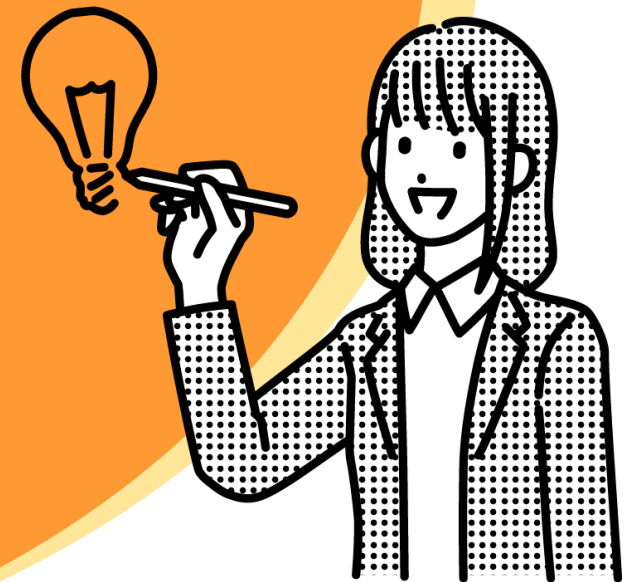


地域再犯防止推進事業の 展望と課題

パネルディスカッション



プログラム

- 1 本事業の現状・課題について
- 2 取組発表
- 3 ディスカッション

1 本事業の現状・課題について



地域再犯防止推進事業について

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



法務省



都道府県

財政支援
(補助金)

補助率1/2
(最大150万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(印刷製本費、消耗品費等)、役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) 施策の企画立案支援等

- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など



○ (基礎自治体に対する) 理解促進・人材育成

- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など



○ (都道府県が行う) 直接支援

就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施



各都道府県が行う直接支援①

R7取組内容	団体数（重複計上）
就労支援（ex.保護観察を終了した者等への就職活動支援等）	7
居住支援（ex.見守り保証つき家賃債務保証への補助）	1
専門的支援（薬物事犯者への支援）	2
専門的支援（性犯罪者への支援）	2
専門的支援（よりそい／寄り添い弁護士）	2
相談支援（地域生活定着支援センター受託団体に委託）	9
相談支援（保護司会に委託）	8
相談支援（その他の団体に委託）	6
相談支援（各都道府県が自前で実施）	9
相談支援（福祉サービスへのつなぎ支援）	5
相談支援（支援者支援）	12

各都道府県が行う直接支援②

取組内容別 支援実績（R6）

就労・居住支援

就労支援
24件～313件

就労支援（直接雇用）
0件

相談支援

地域生活定着支援センター
受託団体に委託
1件～76件

専門的支援

薬物事犯者への支援
17件～274件

性犯罪者への支援
0件～153件

よりそい／寄り添い弁護士制度
47件～112件

保護司会に委託
13件～95件

福祉サービスへのつなぎ支援
（リーフレット等の作成・配布）
は支援件数の計上から除外

支援実績にバラツキが生じている

取組内容によって、
・そもそもニーズ
・支援へのつながりやすさ
に差があるのではないか？

※ 取組内容の類型は同じでも、団体ごとに取組内容が異なることから、単純に比較することはできない。

秋田県の取組

社会福祉法人晃和会（地域生活定着支援センター受託団体）に委託し、「秋田県再犯防止相談支援窓口」を設置

支援が必要な人を相談窓口につなげるための工夫

★ 広報活動に注力

- ・ 市町村の広報誌で宣伝
- ・ 地域生活定着支援センターの業務で連携した機関に、相談窓口を周知
- ・ 支援対象者が相談しやすくなるよう、チラシを改良
- ・ カードタイプの広報資材を新たに作成
- ・ 秋田市障がい者総合支援協議会の部会での周知を検討



令和5年度→令和6年度で
相談件数が約2倍に！

★ メール相談→実際の支援につなげる

- ・ 令和5年度まではメールで相談を受付
内容が不明瞭・必要な情報が記載されておらず、その後の支援につながらない・・・
→令和6年度からはGoogle Formを用い、入力項目を明確化して受付

佐賀県の取組

佐賀ダルク・からつダルクに委託し、薬物事犯者とその家族等に対する電話相談窓口を設置

事業を開始して見えてきたニーズや課題

- ・ 医療機関や弁護士等の関係機関からの相談に加え、支援を希望する者が自力で佐賀ダルクのホームページにたどり着き、連絡してくることも多い
- ・ 5年程前は、年間20件以上の電話相談を受けていたが、最近はメール相談など、電話以外の方法による相談も増えている
- ・ からつダルクへの相談件数が少ない

- ★ メール相談等を本事業の対象とすることを検討
- ★ からつダルクにつながりやすくするための方法を検討
- ★ 相談ニーズを踏まえた必要な検討



引き続き佐賀ダルク、からつダルク
と連携した相談支援を実施

愛知県の取組

愛知県弁護士会に委託し、「寄り添い弁護士制度」を実施

具体的な支援の状況

- ・ 元弁護人、元付添人が刑事手続終了後も継続して支援に当たる旨の申出が多い
- ・ 保護観察所、市町村の生活保護窓口、更生保護施設、医療機関等への同行、就労支援、居住支援等、様々な支援を実施
- ・ 相談、支援を行う弁護士への手当、弁護士・支援対象者の交通費等を負担

制度をより活用してもらうための工夫

- ・ 裁判所、検察庁に知ってもらうための働き掛け
- ・ 弁護士会内での広報
- ・ 対象者の要件の緩和



地域のニーズに合った
効果的な取組を実施

★ 令和5年度は110人、令和6年度は112人の支援を実施（実人員）

2 取組発表



3 ディスカッション

